

特定非営利活動法人香川県日本中国友好協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人香川県日本中国友好協会（略称「NPO 法人香川県日中友好協会」）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、香川県域を基盤として、日中両国民の相互理解と友好関係を増進し、もってアジア及び世界の平和と発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①香川県民と中国国民の文化、スポーツ、経済等の交流
 - ②友好都市間交流に対する協力と支援
 - ③訪問団、留学生の派遣や受け入れ
 - ④中国語の普及、日本語の普及
 - ⑤機関紙、パンフレット等の発行
 - ⑥その他この会の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ①文化芸術、経済交流に係る行事の企画、運営に関すること
 - ②各種調査等の受託に関すること
 - ③中国語教室、日本語教室、中国武術教室、太極拳教室及びその講師派遣に関すること
 - ④翻訳、通訳に関すること
 - ⑤物品販売事業

2 その他の事業から生じた利益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人及び団体
- (2) 賛助会員 この会の事業を賛助するために入会した個人、法人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

(入会及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があったとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である法人、団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えないとならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。ただし、理事会において返還することを相当と認めた時は、この限りでない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上40名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、会長を1名、副会長を10名以内、理事長を1名、副理事長を5名以内とする。また、常任理事、事務局長、事務局次長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長、及び理事長は、理事に選任された者のうちから総会において選任する。
- 3 副理事長、常任理事、事務局長及び事務局次長は、理事の互選とする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、本協会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を掌理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 5 常任理事は、この法人の日常業務を分掌する。
- 6 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 7 事務局長は事務局を統括し、日常業務を行う。
- 8 事務局次長は事務局長を補佐し、日常業務を行う。
- 9 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又は財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第18条 この法人の役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(名誉会長及び顧問)

第19条 この法人に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、総会において選任し、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、総会並びに理事会に出席し、意見を述べることができる。

第5章 総会

(種別)

第20条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 名誉会長、顧問の選任及び解任
- (8) 会費の額

(9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) 事務局の組織及び運営

(11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第9項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第24条 総会は、会長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、1人（1法人、1団体）1票とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものを言う。）をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第53条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること)。
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会・常任理事会・専門委員会等

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第9項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長が当たる。

(議決)

第35条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 理事会の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること）。
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(常任理事会)

第38条 常任理事会の構成、権能、開催、招集、議長、議決、表決権等については第30条から第32条第1号及び第2号、並びに第33条第1項及び第2項、第34条から第36条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」、「理事会」、「理事」とあるのは、それぞれ「理事会」、「常任理事会」、「会長、副会長、常任理事」と、また、「会長」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

(専門委員会等)

第39条 この法人に、各種の専門委員会及び部会を設けることができる。これらの専門委員会等は、随時会議を開催し、活動の状況は理事会に報告するものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る資産、その他の事業に係る資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 会長は、毎事業年度終了後速やかに事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類を作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるものの他、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 事務局

(設置)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長が総括し、その下に職員を置く。

3 事務局の職員は、会長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第52条 この法人の事務所には、法第二十八条に規定される書類の他、次に掲げる書類を常に備えて置かなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会における決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第55条 この法人の解散後の残余財産は、次の者に帰属させるものとする。ただし、合併又は破産手続開始の決定による解散は除く。

(名称) 社団法人日本中国友好協会

(事務所の所在地) 東京都千代田区神田錦町1丁目4番

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 雑 則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	藤井賢
副会長	武田ヒサ子
理事長	亀井廣
副理事長	沖川修
副理事長	小野健一
事務局長	武田直士
事務局次長	柿下初美
事務局次長	泉清章
理事	大林茂雄、小松正夫、浜垣眞子、岡田眞治、造田節夫、香川政明、落合隆夫、松浦正昭、 後藤満、山本三郎、岡下進一、竹本敏信、藤田昌大、杉村和則、新美勝巳、藤川亙、東原實
監事	高橋守、牛尾久美子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年度の通常総会終了時までとする。ただし、法人成立の日から2年を越えない期間とする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費及び賛助会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員年会費	10,000円
(2) 役員年会費	15,000円
(3) 賛助会員年会費	30,000円(一口)

本定款は原本と相違ありません

平成22年3月10日

特定非営利活動法人香川県日本中国友好協会

理事 藤井 賢

